

2018年2月定例会・一般質問と市長答弁（分割質問）

1. 子どもの貧困対策について
2. 学校における女性管理職の登用について
3. 図書館運営と学校司書について

1. 子どもの貧困対策について

子どもの貧困問題は10年前にようやく可視化されました。2008年に出版された『子どもの貧困』の著者の阿部彩さんは「子ども期の貧困はその後の人生に深い傷跡を残す。貧困状況に育った子どもは学力や学歴が低いリスク、健康状態が悪いリスク、おとなになっても貧困であるリスクが、そうでない子どもに比べて高い」と述べています。その後、2013年「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定、2014年「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されました。大綱には教育支援、生活支援、就労支援、経済支援等を通じ、貧困家庭の子どもが健やかに育つ環境の整備、世代連鎖の解消を図っています。

本市でも子どもの貧困対策推進計画として「新潟市子どもの未来応援プラン」が策定中です。「だれもが生まれた環境によって将来を左右されない」という精神が、確実に実行されるようお願い、質問します。

子どもの貧困対策の大きな柱は教育支援です。教育は子どもの可能性を広げる未来への投資であり、貧困の連鎖を断つ希望です。

本市では4区で「子どもの学習支援事業」が土日に関われています。何度かその様子を見せてもらいましたが、支援員が一人ひとりの子どもに声をかけ、ちょっとしたことに褒めたり、励ましていました。学生ボランティアがほぼ1対1で学習を進め、中学3年生はかなり集中して課題に取り組んでいました。休み時間になると、大学生と静かに、または楽しそうにおしゃべりする声や、支援員の方がその輪に入って会話する声が聞こえていました。生活体験が希薄で孤立が問題になっている貧困家庭の子どもにとって、年齢の近い大学生は自分の生活環境の中では得にくい知識や情報、そして夢を描くことができるロールモデルとなっていました。

「新潟市子どもの未来応援プラン」の土台となった生活状況に関する市民アンケートでは、有料の学習塾に通わせることができない世帯が貧困家庭では約半数となっています。学ぶ場の保障、信頼できる大人との関わり、ロールモデルとしての学生ボランティアの存在、本市のこの事業が貧困対策として重要な施策であると実感しました。そこで最初の質問です。

1) 子どもの学習支援事業について

ア 現状と成果について

■市長

本市では、平成 22 年度から、生活保護世帯や生活困窮世帯の主に中学生に、学習の機会や居場所を提供し、学習意欲を呼び起こし学習習慣を身につけるため、子どもの学習支援事業を行っています。

今年度は、北区、東区、中央区、西区の 4 区 5 か所を会場に、毎週土曜日や日曜日に学習会を開催し、これまでに小学生や高校生も含め 112 人が参加しています。

本事業により平成 28 年度までに支援した中学 3 年生全員が、高校に進学したほか、参加者にとっては、大学生の学習支援ボランティアと接することで、自身の将来像を考えるきっかけとなるなど、着実に成果を上げています。

私もこの事業の有効性を認め、今後の拡充を求めるものですが、課題を 5 つあげます。1 つは対象の子へのアウトリーチの課題です。現在保護世帯の約 4 分の 1 の子が通っていますが、より多くの子へのアプローチ、一人親の子どもも含めることが必要と考えます。2 つ目は区に 1 つ、または徒歩や自転車で通える範囲内で場を提供できないか。3 つ目は貧困による学力格差は小学 4 年生頃から拡大するという調査結果もあり、参加者を小学生にも広げる必要。4 つ目は高校進学後の不登校や中退などのフォロー。5 つ目は保護者の意識や状況の改善が学習支援の効果を持続させると考えますと、生活面の支援を今度どう強化するのか。それらを含めて課題と取り組みについてお聞かせください。

イ 課題とその取り組みについて

■市長

本事業は、貧困の連鎖を防止するため、対象となる子どもには、できるだけ多く参加していただきたいと考えています。当初は、高校進学に向けた支援が必要とのことで始まった事業ですが、早期からの支援や高校中退防止に向けた支援も重要と考えていることから、現在も希望する小学生 11 人、高校生 19 人を受け入れています。今後も可能な範囲で対応していきたいと考えています。また、子どもへの直接的な支援に加えて、保護者も含めた世帯全体への支援も重要なことから、必要に応じて学習支援員やケースワーカーによる電話や手紙、また家庭訪問を通じて、学習面だけでなく生活面についても必要な助言を行うなど、家庭全体に対する支援にも努めています。

本事業は、子どもの社会的自立を促し、貧困の連鎖を防止するために有効なものと考えており、来年度は、新たに江南区に、学習会の会場を設けて参加しや

すい環境を整えるほか、福祉部とこども未来部が連携して、ひとり親の子どもも含めて、参加者の拡大を図ります

拡大は喜ばしいことです。さて、子どもの様子で気になることや、進学悩みなど学習支援の場だけでは解決できません。学校との連携を積極的に進めていく必要があると考えますがいかがでしょうか。

ウ 学校との連携について

■市長

子ども支援には、単に学習会における指導だけでは一面的な支援になる場合もあることから、学校と連携し包括的に支援していくことも必要と考えます。そのため、これまでも、個別の状況により学校と連絡を取り合うことはありましたが、さらに学校との連携を図るため、本人や保護者の同意を得ながら、学習会や学校での様子など必要な情報共有を図り、効果的な支援を行っていきたいと考えます。

また、学校に対して、子どもの学習支援事業に対する理解を深めてもらうため、校長会などの場で事業の説明を行う取り組みを進めています。

今後も学校や教育委員会と必要な情報を共有しながら、子どもや家庭の状況や希望に応じて、本市が行っている各事業に参加いただけるよう努めていきます。

学校は貧困家庭の子ども、そうでない子どもも通っています。生まれた環境によって左右されず平等に教育の権利が保障され、本市では全ての子どもの学力保障に力を入れた授業づくりに取り組んでいます。

国は大綱の中で「学校を子どもの貧困対策のプラットフォーム」と位置付けています。今回、青木議員、志賀議員の質問に対して教育長はすでに言及されていますが、改めて子どもの貧困対策における学校の果たす役割についてお聞きします。

2) 教育と福祉の連携について

ア 子どもの貧困対策において学校の果たす役割は何か

■教育長

本市では、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置付け、「学校教育による学力保障」、「学校を窓口とした福祉関連機関との連携」、「経済的支援」を通じて、総合的な対策を推進することとしています。

家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにすることが、学校の果たす重要な役割であると考えています。

先ほど市長より福祉の側から連携の必要性と具体的な対応についてお聞きしましたが、学校側の見解をお聞きします。学校の先生方は福祉分野での学習支援をどのようにとらえているのでしょうか。学校と福祉部門の連携がますます必要になる今、課題も含めてお聞かせください。

イ 学校と福祉部門との連携と課題について

■教育長

学校は、福祉部門に限らず、様々な関係機関から、子どもの情報を得て指導に役立てています。子どもへの効果的な支援を行うために、できる限り情報共有を進めることが必要だと考えています。

一方で、情報の中には子ども本人や保護者が提供を望まない内容もあることから、慎重な対応が必要だと考えています。

子どもや保護者の意向を確認するなど、それぞれの状況を丁寧に把握しながら、効果的な支援となるよう連携を進めていきます。

次に、スクールソーシャルワーカーについてお聞きします。大綱では「学校を窓口とした福祉関連機関等との連携」が打ち出され、スクールソーシャルワーカーがその役割を担います。現在本市では3人が配置されていて年間約90人の子どもに継続支援をしています。子どもたちの抱える問題の一番は家庭環境の問題、不登校、発達障がいと続きます。出勤は700回を超え、福祉、医療、司法、警察、地域人材等と連携を図っています。先生がそれを担当することはまず無理です。福祉的視点に立ち学校と家庭、関係機関をコーディネートできるスクールソーシャルワーカーは学校にとっても心強い存在となっています。

ウ スクールソーシャルワーカーの現状とその効果、今後の増員について

■教育長

本市では、スクールソーシャルワーカーを、学校支援課に3人配置し、学校からの要望に応じて、派遣しています。スクールソーシャルワーカーは、児童生徒、保護者への直接的な個別援助、教職員への情報共有および支援の在り方についての打ち合わせ、関係機関とネットワークを構築することなどをおして、課題を抱えた児童生徒とその置かれた環境に働きかけ、課題の解決を図っています。

子どもたちが抱える課題が、年々、多様化、複雑化していることから、子どもが健やかに成長できる環境づくりのためにも、スクールソーシャルワーカーの配置の拡充を検討していきます。

教育長も認識されているとは思いますが、潜在的需要がある中で 3 人では限界があります。逆に言えば 3 人が動けることしか対応できていません。近い将来せめて区に一人のソーシャルワーカーの配置が必要と考え、要望します。

次に施設を退所した子どもの支援をお聞きします。退所後、子どもたちはアルバイト等でためたお金で生活を始めます。経済的基盤も脆弱で、後ろ盾のない中で生きる子どもは貧困問題の視点から最も厳しい状況です。H29 年 8 月に「新しい社会的養育ビジョン」が出されました。その中に自立支援（リービングケア、アフターケア）の強化が盛り込まれました。児童福祉法の対象年齢が 18 歳のため退所後の子どもの支援は終了しますが、自律・自立のための養育のあり方と進路保障、地域生活の支援等を進めるとのことです。「大綱」にも児童養護施設等の退所後の支援が盛り込まれました。本市としても今後、関係者と協力し、退所後の子どもの実態把握とともに、必要な支援のあり方などを検討していくべきと考えますがいかがでしょうか。

3) 児童養護施設等で育つ子どもの自立について

ア 児童養護施設、児童自立援助ホーム、子どもシェルター等の社会的養護の現状について

イ 児童養護施設等の退所後の子どもたち把握と自立支援の課題と対応について

■子ども未来部長

県内には児童養護施設が 5 か所、児童自立援助ホーム及びこどもシェルターは 1 か所ずつ設置されており、現在、児童相談所の決定により入所している本市の児童は、児童養護施設で 39 名、児童自立援助ホームで 3 名、こどもシェルターには入所していません。

平成 28 年度のそれぞれの施設の退所者ですが、児童養護施設は 10 名で、うち 4 名が帰宅、3 名は他の施設や里親へ変更となり、単身生活となったのは 3 名です。なお、退所者 10 名は就学準備の 1 名を除き、就学先や就職先を確保し退所しています。

また、児童自立援助ホームは 1 名で、就労などにより自立生活が見込まれたことから退所となり、子どもシェルターについては、一時的に避難する場としての利用となるため、家族間の問題など、避難する理由を解消した後に概ね帰宅しています。

次に、児童養護施設の退所後の子どもたちの把握と自立支援の課題についてです。

施設を退所した児童は、施設や児童相談所のアフターケアによって一定期間把

握しており、併せて児童相談所が家庭訪問を行ない、生活や就労状況を把握するとともに、学習支援やハローワークへの同行、また、自立のための住まい探しなどの支援にも努めています。

保護者などの理解が得られず、やむを得ず単身生活となった児童については、他の親族や公的機関を支援に加えるなどし、孤立が生じないように配慮しながら、保護者との関係構築にも取り組んでいます。

その一方で、長期的な視点で見た場合、社会習慣が身に付かない、就労や就学が継続出来ない、経済的な自立が図られない、悩みを相談できる大人がいないなどの課題も抱えています。

今後については、来年度、全国的に児童養護施設を退所した児童の実態把握調査が予定されており、その結果を踏まえニーズに即したアフターケアを研究したいと考えています。

退所した子どもたち、若者たちが社会から取り残されないよう、関係機関とともに自立支援に取り組まれることを求めます。

さて、児童虐待対策の一環として厚労省が実施している「未成年後見人支援事業」があります。国庫負担と自治体負担が2分の1ずつで、未成年後見人の報酬等を助成するというものです。未成年後見人は、親権者のいない未成年者のために家庭裁判所が選任し、親権者に代わって未成年者の自己決定や成長発達、自立に向けた取組を支える、親代わりの立場で、学校や友達、雇用先、親族などとの接点の多い未成年者の財産管理だけではなく身上監護を担当するため、役割は大きく複雑困難なケースが多いそうです。実際には施設を出たけれど親権者がいないことで、新潟市が所管する数人の未成年者にも、未成年後見人が選任されています。現在は弁護士などがボランティアで行わざるを得ないケースとのことです。新潟県はH30年度新規事業に盛り込みました。市としても国のこの事業を活用するスキームを早急に作ってはどうかと考えますがいかがでしょうか。

ウ 未成年後見人支援事業について

■子ども未来部長

児童養護施設などを退所する際は、住まいの確保などのために契約行為が必要となりますが、児童虐待などで実親からの支援が見込まれない場合は親権を停止し、その間、児童相談所長が未成年後見人の選任を家庭裁判所に申立て、家庭裁判所が選任した未成年後見人が契約行為を代行します。この際、未成年後見人に支給される報酬は、児童の財産に応じた金額を家庭裁判所が決定し、児童の財産より支給されますが、財産がない場合には無報酬となり、未成年後見人の様々な活動費は後見人の負担となります。

未成年後見人支援事業は、平成 24 年度より開始された国の補助事業で、未成年後見人が必要とする報酬の一部を支援することで、後見人の確保を図るとともに、児童の財産の保護や日常生活の支援を目的とする制度です。本市では昨年度まで該当事例はありませんでしたが、今年度初めて、2 件の未成年後見人の申立てを行ない、承認されたことから、必要な制度と考えますので、実施に向け検討していきます。

前向きな答弁を頂きました。なるべく早くに関係機関と協議の上、スキーム作りを進めていただきたいと覆います。

さて、子ども食堂は子どもが一人でも安心して入れる無料または低額の食堂です。新潟ではこの 2 年で約 20 の子ども食堂が各地域で立ち上がりました。それぞれに個性があり、学生から地域の人たちを巻き込み、地域の居場所ともなっています。子ども食堂の現状と評価についてお聞かせください。

4) 子ども食堂について

ア 現状とその評価について

■子ども未来部長

子ども食堂についてのうち、はじめに現状と評価についてです。

近年、急速に設置が進んでいる子ども食堂は、地域や NPO などが主体となって、安心して過ごせる子どもの居場所として、現在 20 か所開設されており、それぞれ概ね月 1～2 回程度、1 回あたり 100 人を超える場所もあります。また、地域によっては、学習や多世代交流の場としても開催されるなど、子どもと地域のつながりを生む、様々な取り組みが展開されています。

子ども食堂は、食を通じて地域全体で子どもを育む環境づくりとして有効であり、本市の地域力・市民力を活用しながら、さらなる拡がりとし継続的な開催となるよう支援していきます。

この 2 年間、熱意のある人たちが「子ども食堂」の運営を手弁当で行ってきました。市社協の協力、フードバンクや地域からの食糧支援、資金的には個別にそれぞれ助成金を申請し運営費に充てています。「未来応援プラン」では子ども食堂等への支援を打ち出しています。継続するための具体的な支援策をお聞きします。

イ 継続的な開催ための支援策について

■子ども未来部長

子ども食堂の運営には、場所、資金ボランティアの確保のほか、安定的な食材

の調達や適正な衛生管理も必要です。

本市ではこれまで、地域活動補助金や地域の茶の間に対する助成などによる支援を行うとともに、関係者間のネットワーク会議に参加し、現状や課題などを共有してきました。

また、昨年10月には、フードバンクにいがたと連携して、市役所及び各区役所で食品の寄附を受けるフードドライブにも参加し、1食あたり500g計算で、1,207食分の食糧を確保しました。

今後もこれらの取り組みに加え、引き続きフードバンクやJAなど関係者と連携して安定的な食材調達の仕組みづくりを検討するとともに、保健所と連携して衛生管理に関する研修会を開催するなど、それぞれが柔軟な運営を維持しながら継続できるよう、また新規開設が進むよう努めていきます。

本市の子ども食堂の動きは目を見張るものがありますが、一方でボランティアが少ない、回数を減らした、経費に苦勞する、負担感がある、学校との連携が取れないなど、継続の課題が見えています。新潟県では「子どもの居場所づくり事業」としてH29年度、そして来年度も約600万円の支援をます。しかし新規立ち上げ団体への助成が主になりますので、継続の課題を抱えた既存の団体は使えません。市民力を生かしつつ継続をバックアップする行政の支援のあり方を、り組みなども含め、本市の子ども食堂の取り組みを進めていただきたいと思います。

2. 学校における女性管理職の登用について

私はこの項目を2つの視点から重要と考え質問します。

1つは男女平等、女性活躍推進の視点、2つは女性の登用は多忙化の解消、ワークライフバランスの確立など働き方の見直しになるという視点からです。

まず、第3次新潟市男女共同参画行動計画の中で、教育委員会は「市立学校において主任層への女性の登用を進めるほか、管理職選考検査の女性受験者の増加を図るなど管理職等への登用を推進します」とし、課題として、小・中学校の校長・教頭における女性の割合が低い状況にあるため、より一層女性の登用に努める必要があると整理しています。

本市の教員は約3,600人いますが、その約6割が女性です。小学校や特別支援学校ではその数値はさらに上がります。学校に行く機会がよくありますが、かつては女性の校長先生、教頭先生に会うことはほとんどありませんでしたが、現在は増えてきたと実感しています。教育ビジョンの中でも、女性管理職の割合の目標値をH31年度には40%に掲げています。教職員における女性管理職の現状と女性管理職の登

用を進めることの効果と影響についても教育長のお考えをお聞かせください。

- 1) 教職員の女性管理職の現状について
- 2) 女性管理職の登用を進めることの効果と影響について

■教育長

今年度の女性校長の配置率は、小・中・特別支援学校全体で13.9%、女性教頭の配置率は17.2%です。また、教育ビジョンの指標に示す主任を含めた女性管理職の割合は36.2%です。

女性管理職の登用を進めることの効果と影響についてお答えします。

女性管理職の登用を進めることにより、学校の課題に対して、幅広い視点から対応を考え、解決を図ることが可能になると考えます。

また、各学校で女性管理職が活躍することは、管理職を目指す女性の増加につながるるとともに、議員のお話のとおり、子どもたちに対して男女平等の働き方を示し、さらに、保護者、地域の方にとっても、男女共同参画の意識啓発につながるものと考えます。

今教育長が答弁されましたが、私も同様に考えます。

女性管理職がだれもない時代は終わりました。ごく一部の特別な女性だけが管理職になっていた時代も終わりました。しかしながら、教頭・校長の女性の割合は未だ15%前後のままです。今、教育長として前田秀子さんが座っていますが、前任の阿部愛子さんと共に、女性教員にとっては大きな誇りとなっているはずで

す。私は、学校現場における女性管理職の登用の効果として一番に考えることは、人間の生き方、働き方の選択肢が増えるということです。児童生徒にとっては、管理職が男性だけの地位ではなく、男女ともに、また女性も当たり前組織のリーダーシップをとるということは、おとなになってからの生き方、職業選択に自由度が増します。

女性職員にとっても働き方の選択肢がひろがり、働くモチベーションが上がると思います。クラス担任として子どもと丁寧に向き合うことは尊いことではありませんが、学級経営だけでなく、学校経営、後輩たちを指導する役目など、役割は重く責任も伴いますが、裁量が増え、学校全体、地域全体をコーディネートすることができます。

また地域の人たちにとっても女性が管理職であるということで、男女共同参画の意識啓発を促すことができると思います。

しかしながら、教頭・校長の比率は小・中学校で開きがあるものの、全体ではも約15%前後で推移しています。主任配置率で言えばH29年度学年主任は68.8%と女性が多く登用されているものの、学校全体を把握する教務主任は5.2%と極端に低く

なっています。教育委員会としても教頭試験の受験要件の見直しや女性教員への啓発等を行っているかとは思いますが、女性管理職が増えない理由をお聞かせください。

3) 女性管理職比率が上がらない理由

■教育次長

女性が管理職を目指さないという状況が、女性管理職比率が上がらない最大の原因と考えています。

そのような状況を生ずる背景としては、まず、学校で発生する多くの課題解決のための業務が教頭に集中する状況から、自分には務まらないのではないかと考える女性がいることや、教頭の長時間勤務が常態化していること、また、教育の最前線で生涯一担任を望む教員が多いことなどがあげられます。

私はある時、教育に情熱を持っている中堅の女性に「ぜひ教頭・校長と管理職になってその思いを学校全体で実践してください」と伝えました。ところが彼女は驚いた顔をして「私なんてそんな能力がないですよ」とすぐに返事が返ってきました。教頭試験を受けるように進めても断られたなど、こうした場面に多くの方は遭遇しているのではないのでしょうか。実は彼女の気持ちは私自身もよくわかります。自分にできるわけではないと思い込んでいるのです。それこそが内なるジェンダー意識で自分の持っている力を発揮することを恐れています。しかし期待されることはその人を奮い立たせます。条件さえ整えばやってみようと思うはずです。根気よく励み続けることが必要でしょうし、意識改革が女性にも必要と思います。そのためにも、より効果的なリーダー研修や異業種も含めた管理職になっている方との交流や話を聞く機会などの設定など、意識啓発の機会を設定してほしいと思います。

先ほど、女性管理職比率が上がらない理由で学校の多忙化があげられました。

私も知り合いの管理職の方からお話をお聞きする機会がありますか、朝は7時前には学校に着き、夜は先生方が帰ってから最後にカギをかけて帰るので10時頃になると言っていました。現在教育委員会とし「第2次多忙化解消行動計画」の策定作業が大詰めに来ていて、その実効性に大いに期待するところですが、その基となる勤務実態調査では「職種・職位別の平均残業時間(5月～10月)」で残業時間の一番多いのは教頭で70.16時間、次は主幹教諭で68.24時間です。1日3時間から5時間の残業をしていることになります。

また、女性は職業を持ちながら妊娠、出産、育児、介護等を抱えることがあります。女性が働きやすいよう学校現場はいち早く産休、育休、看護休暇、介護休暇等の労働環境を整えてきていますが、残念なことに仕事をして家に帰ってから、家事育児

介護の多くを女性が担う状況です。「新潟市男女共同参画年次報告」(H28 年度事業実績)によると「共働き夫婦の家事等平均時間の格差は 275 分(約 5 時間)です。学校全体の多忙化解消と共に、家庭生活における男女平等、ワークライフバランスの推進がますます重要になってくると思います。この点についてお伺いします。

4) 女性管理職の登用を進めるために学校現場のワークライフバランスをどのように進めていくか

■教育次長

女性が管理職を目指さないという状況が、女性管理職比率が上がらない最大の原因と考えています。

そのような状況を生ずる背景としては、まず、学校で発生する多くの課題解決のための業務が教頭に集中する状況から、自分には務まらないのではないかと考える女性がいることや、教頭の長時間勤務が常態化していること、また、教育の最前線で生涯一担任を望む教員が多いことなどがあげられます。

H27 年 8 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(いわゆる女性活躍推進法)が成立し、第 15 条に基づき自治体も行動計画の策定が義務付けられました。本市はすでに H28 年 4 月に策定し、教育委員会も独自に策定が義務付けられています。ちょうど教職員の給与等の権限移譲の時期と重なっていたため遅れているのかと思いますが、今後の策定状況についてお聞かせください。

5) 本市教育委員会における女性活躍推進法に基づく行動計画の策定状況について

■教育次長

教育委員会では、これまで教育ビジョンなどにおいて女性管理職の比率を目標として設定し、登用促進を図ってきましたが、より一層の取組を進めるため、女性活躍推進法に基づく行動計画を新年度できるだけ早い時期に策定することを目指し、準備を進めています。

ワークライフバランスの推進の指標に「男性の育児休業取得率」アップが挙げられています。雇用政策課が行った「新潟市賃金労働時間等実態調査」によると H28 年度は女性割合は 98.3%、男性は 2.9%でした。教職員の女性割合は 0%でしたが、男性は H28 年度 0、H29 年度 2 人でした。この点についても具体的に取り組んでいただきたいと要望し次の質問に移ります。

3. 図書館運営と学校司書について

来年度の予算編成に当たり、図書館においても大幅な予算削減、組織縮小が示されました。そのことを危惧し質問します。

図書館は、最も多くの市民が利用する公共施設です。ほんぽーと他 18 の地域の図書館は幅広い世代から愛され、いつでもどこでも誰でもが学べる「地域の知と文化の拠点」として市民の文化的な生活を支えています。

広域合併後に策定された「新潟市立図書館ビジョン」や「新潟市子ども読書活動推進計画」は、「政令市にいがた」の目指す図書館像や、子どもの読書活動を進める具体的な手立てが示されたものと考えます。合併後の本市の図書館の業績とその評価をお聞かせください。

1) 合併後の本市の図書館の業績とその評価について

■教育次長

市町村合併後、新潟市立図書館ビジョンや新潟市子ども読書活動推進計画に基づき、市民の暮らしや仕事に役立つ身近な情報の拠点として 19 の図書館網の整備を行うとともに、順次オンライン化を進め、今ではどこの図書館でも借りたり返したりできるようになりました。また、インターネット予約やスマートフォン専用サイト開設などの機能追加により、利便性を高めてきました。さらに、各世代に向けたさまざまなサービスの充実も図ってきた結果、図書館での貸出数は、平成 19 年度に約 363 万 6 千だったものが、平成 28 年度には約 416 万 9 千に増加するなど、市民の読書環境の整備は大きく前進していると考えています。

今年度、東西の特別支援学校、定時制の明鏡高校の 3 校に学校司書が配置され、これで新潟市立小中高等学校の「全校に司書配置」が達成されました。

これを求めていた私たち会派は昨年 3 校を見学してきました。新たに配置された学校司書は、教員と一体になって、子どもが手に取る読みたくなる本や、学習に関連のある本を揃え、担任の相談にのって学習活動や読書活動をサポートしていました。特別支援学校の読み聞かせの時間では、集中して絵本を楽しむ子どもたちの様子に感銘を受けました。司書や先生は、学校図書館支援センターの支援が大変役に立ったと話されていました。この取り組みの評価についてお伺います。

2) 特別支援学校、明鏡高校へ学校司書配置の評価について

■教育次長

東・西特別支援学校では、学校司書による読み聞かせの時間を定期的に設けたり、休み時間に子どもたちが自由に図書館を訪れ、読みたい図書を手に取ったりできるようにしました。また、学校司書が子どもたちの様子を観察し、興味関心に基づいて選定した図書を使って、子どもたちが文字や数字、社会のルールやマナーを学んだり、読み聞かせを体で表現したりしています。

明鏡高等学校では、これまで進んでいなかった図書データの登録、ラベルの張替え、書架整理など、学校図書館の環境整備が進みました。また、生徒の学校図書館利用数、貸出数が大幅に増加しました。

このように、特別支援学校、明鏡高等学校への学校司書の配置は、学習支援の場や子どもたちの心の居場所として有効に機能しています。

特別支援学校の学校司書配置という画期的な取組は、2つのことを明らかにしました。1つは知的障がいがある子ども本に親しみ、知識や情報を得て豊かに学ぶこと、2つは専門職である学校司書がいることの意義。全国からも高い関心が注がれています。さらに取り組みを進め、小中学校にある特別支援学級の図書館教育のリーダーシップを期待します。

2011年から始まったブックスタートのパンフレットに篠田市長はこう書いています。「…赤ちゃんは暖かな声で語りかけられることで、周りの人の愛情を感じ取り、絵本から生きていく上で大切なことを感じ取っていきます。それは人の成長を支え、生涯を通してその人の人生をより豊かにしてくれるものと思います」と。私も、ブックスタートで絵本をプレゼントされた若い母親が家庭で読み聞かせている姿を目にし、この事業が乳幼児期における読み聞かせのきっかけを作り、愛着を育み、知的な世界へ誘うと確信しています。

また、図書館ビジョンや子ども読書活動推進計画では、市民との協働を重要視しており、ブックスタートはその理想形と考えます。1歳誕生歯科健診の場を使い保健所、各区健康福祉課、社協、地域の読み聞かせボランティアと共に実施されています。先日、南地域保健センターのブックスタートを見学しました。ボランティアの方が、お母さんの育児の話も聞きながら暖かく対応され、歯科健診で緊張していた赤ちゃんもお母さんも、読み聞かせを楽しみ、プレゼントされた絵本を嬉しそうに抱えて帰って行かれました。市長はパンフレットに子育て支援の一環と位置付けています。

改めてブックスタートの現状と継続による効果をお伺いします。

3) ブックスタートの現状と継続による効果について

■教育次長

ブックスタートは、平成 23 年度に開始しましたが、当初 91.6%だった実施率は、平成 28 年度には、95.3%となりました。平成 27 年度に行った 3 歳児の保護者を対象とした追跡調査では、普段家庭で読み聞かせをしていると答えた方は、全体の 7 割を超え、そのうち 6 割以上が、ブックスタートがきっかけとなったと回答しています。開始から 7 年目となりますが、毎年、延べ約 900 人ものボランティアの皆さんとともに進めてきたこの事業は、1 歳誕生歯科健診における風景として定着してきたものと思われます。

ブックスタートは、家庭から保育園、幼稚園、学校における読書活動につながる重要な事業と捉え、教育委員会としては今後も継続していきたいと考えています。

この事業は 2016 年度は延べ 896 人のボランティアに支えられています。この度、ボランティアへの謝礼（500 円の図書カード）約 45 万円がカットされます。私は残すべきと考えますが、この削減により、ボランティアのやりがいやささやかな喜びに水を差し、負担をかけることになると危惧します。

今回の図書館の予算と組織の見直しで特に問題だと思う点が 2 つあります。

1 つは、図書館の命である「資料購入費」予算が 1700 万円も削られていることです。前年度比で 87%、H20 年度比では、58.1%になります。資料購入費の額を人口で割ったものが「市民 1 人当たりの資料購入費」ですが、今年度が 163.9 円、来年度は 142.6 円と大幅な減額です。蔵書は、今の市民だけでなく、次の世代へと保存し、引き継がれ、活用されていくものです。幅広く豊かな蔵書あってこそその図書館です。影響はすぐには見えにくくても、これがさらに続くようであれば、大きな影響が確実に出てくると危惧します。

2 つ目は組織改編です。今まで中央図書館にあった企画管理課とサービス課が廃止され、中央図書館長が部次長級から課長に格下げになります。中央図書館は自らの館の運営だけでなく、他の 18 館と 25 の地区図書室の統括や学校図書館への支援、ブックスタートなどの市民・他機関との連携事業など、外に向けた取り組みなど多岐にわたっています。

予算、組織体制の大幅な縮小によって、市民への図書館サービスの低下、図書館ビジョンや第二次新潟市子ども読書活動推進計画が停滞することを危惧します。

その認識と今後の取り組みについてお聞かせください。

4) 予算削減、組織改編に伴う課題について

5) 今後どのように図書館ビジョン、第二次新潟市子ども読書活動推進計画に描かれている水準を維持していくのか。

■教育次長

新潟市立図書館ビジョンでは、図書館運営の理念を心豊かなまちづくりを支える市民の身近な学びと情報の拠点と掲げ、さまざまな施策を行ってきました。持続可能な行財政運営に向けた全市的な取り組みの中、図書館においても、予算の見直しや組織改編が行われますが、市民の生涯学習を支える重要な社会教育施設ですので、これからも市民サービスの低下や各種計画の停滞を招かないよう、図書館職員一人ひとりの意欲や能力を最大限発揮し、工夫しながら図書館がより身近な学びと情報の拠点として評価していただけるよう努めていきます。

図書館は市民の大事な財産です。コツコツと積み上げてきた諸君もそこにいます。今まで築き上げてきた政令市にいがたにふさわしい本市の図書館運営が、予算削減、組織縮小により影響が出ることがないように願って、私の質問を終わります。